

国際海上輸出コンテナ総重量確定制度 改正内容について

海事局検査測度課
危険物輸送対策室
令和4年11月

改正内容

- ① 都度報告が必要な事項を特定の事項のみに限定した。他の事項(軽微な変更)については、登録確定事業者は登録更新の際に、届出荷送人は業務継続報告の際に併せて報告することとする。
- ② 登録確定事業者の登録期間及び届出荷送人の業務継続報告期間について、特例制度を確立する。
- ③ 登録更新時に、前回申請時より変更が生じていない事項に係る添付書類(一部書類*を除く)の提出を省略する。
- ④ 届出荷送人が業務継続報告を行う期間について、「報告基準日(届出日等から3年を区切りとする日)の90日前～30日前」を「報告基準日の90日前から報告基準日まで」に変更する。
- ⑤ 登録確定事業者の登録事項に変更が生じた場合、変更報告の期間を「変更する日の2週間前まで」から「変更日から起算して30日を経過するまでの間」に変更する。

* 登記事項証明書、業務実施手順書、教育・訓練を実施していることの証明、計量器の調整・点検を実施していることの証明

改正内容

① 変更届出・変更登録が必要な事項の削減

- 削減された事項
- 明確化した事項

■ 届出荷送人

遅滞なく変更報告が必要な事項

- ・届出荷送人の名称
- ・所在地
- ・代表者の氏名
- ・法人番号
- ・総重量を確定させる業務を行う事業所
- ・担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先
- ・総重量確定方法の区分

遅滞なく変更報告が必要な事項

- ・届出荷送人の名称
- ・所在地
- ・法人番号
- ・届出に係る担当部門責任者の氏名、連絡先
- ・総重量確定方法の区分
- ・ISO9001又はAEO承認・認定

業務継続報告時に変更報告する事項

上記以外

■ 登録確定事業者

都度変更報告が必要な事項

- ・登録確定事業者の名称
- ・所在地
- ・代表者の氏名
- ・法人番号
- ・総重量を確定させる業務を行う事業所
- ・担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先
- ・総重量確定方法の区分
- ・定款の記載事項
- ・役員の氏名及び経歴
- ・コンテナ総重量確定業務を行う者の氏名
- ・業務実施手順書の記載事項

など

都度変更報告が必要な事項

- ・登録確定事業者の名称
- ・所在地
- ・法人番号
- ・登録に係る担当部門責任者の氏名、連絡先
- ・総重量確定方法の区分
- ・ISO9001又はAEO承認・認定
- ・業務実施手順書の記載事項(下記事項のみ)
 - 計測・算出方法に関する事項
 - 計量器の性能の確保に関する事項

登録更新時に変更報告する事項

上記以外

改正内容

② 業務継続報告の頻度・有効期間に関する特例

■ 届出荷送人:業務継続報告の頻度

全ての届出荷送人
3年ごと



ISO9001取得者又はAEO承認・認定事業者*
5年ごと
それ以外の事業者・特例を希望しない事業者
3年ごと

■ 登録確定事業者:有効期間

全ての登録確定事業者
3年間



ISO9001取得者又はAEO承認・認定事業者*
5年間
それ以外の事業者・特例を希望しない事業者
3年間

* 下記いずれかの書類を提出した者

- ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類
- AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる書類

③ 登録更新時における提出書類の削減

■ ISO9001取得者又はAEO承認・認定事業者ではない登録確定事業者

提出必須の書類

- ・登録更新申請書
- ・登記事項証明書
- ・業務実施手順書
- ・教育・訓練を実施していることの証明
- ・計量器の調整・点検を実施していることの証明
- ・定款
- ・役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ・方法1の計量器に関する書類
- ・業務を行う者の氏名を記載した書類
- ・知識・経験を有することを証明する書類
- ・宣誓書

提出必須の書類

- ・登録更新申請書
- ・登記事項証明書
- ・業務実施手順書
- ・教育・訓練を実施していることの証明
- ・計量器の調整・点検を実施していることの証明

前回申請時から内容に変更があった場合のみ提出する書類

- ・定款
- ・役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ・方法1の計量器に関する書類
- ・業務を行う者の氏名を記載した書類
- ・知識・経験を有することを証明する書類
- ・宣誓書

改正内容

③ 登録更新時における提出書類の削減

■ ISO9001取得者又はAEO承認・認定事業者である登録確定事業者

提出必須の書類

- ・登録更新申請書
- ・業務実施手順書
- ・教育・訓練を実施していることの証明
- ・計量器の調整・点検を実施していることの証明
- ・方法1の計量器に関する書類
- ・宣誓書

+

ISO9001を取得していることを証明する書類

提出必須の書類

- ・登録更新申請書
- ・業務実施手順書
- ・教育・訓練を実施していることの証明
- ・計量器の調整・点検を実施していることの証明

+

ISO9001を取得していることを証明する書類

or / (and)

AEO承認・認定事業者であることを証明する書類

前回申請時から内容に変更があった場合のみ提出する書類

- ・方法1の計量器に関する書類
- ・宣誓書

改正内容

④ 業務継続報告・登録更新を行う期間

■ 届出荷送人

業務継続報告を行う期間

報告基準日の90日前～**30日前**



業務継続報告を行う期間

報告基準日の90日前～**報告基準日**

■ 登録確定事業者(本改正による変更なし)

登録更新を行う期間

有効期間満了日の90日前～30日前



登録更新を行う期間

有効期間満了日の90日前～30日前

⑤ 変更報告を行う期間

■ 届出荷送人(本改正による変更なし)

変更報告を行う期間

遅滞なく報告



変更報告を行う期間

遅滞なく報告

■ 登録確定事業者

変更報告を行う期間

変更する日の**2週間前まで**

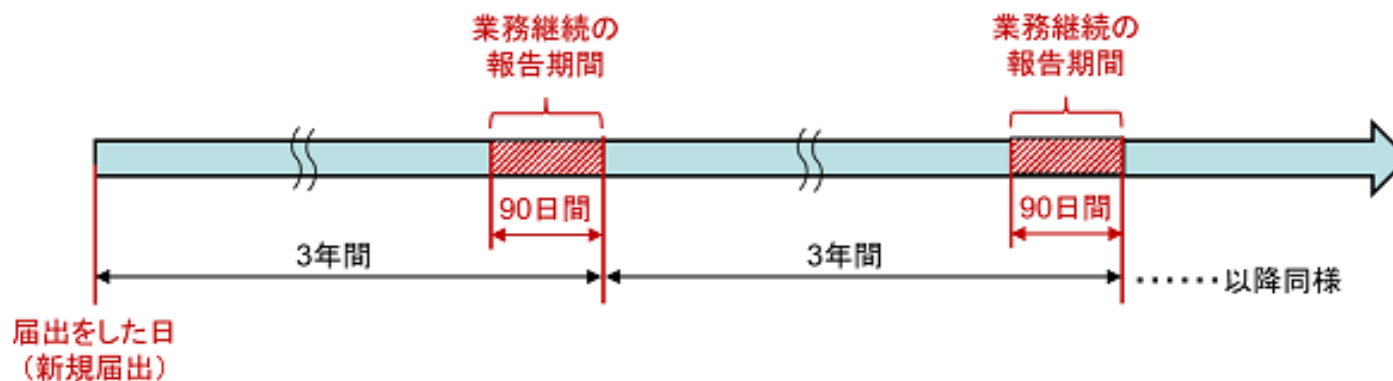


変更報告を行う期間

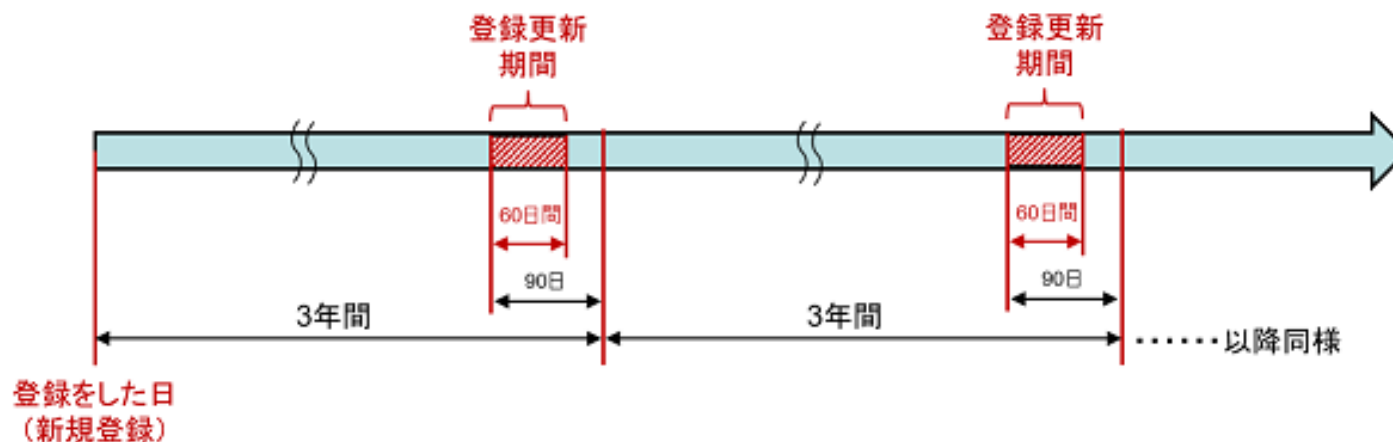
変更日から起算して**30日を経過するまでの間**

④ 業務継続報告・登録更新を行う期間

■ 届出荷送人(改正後)



■ 登録確定事業者(本改正による変更なし)



Q1:

業務継続報告・登録の有効期間に関する特例を受けるには、どのような手続きを行う必要があるのか。

A:

業務継続報告の頻度・登録の有効期間を3年→5年にすることを希望される場合は、令和4年9月14日以降(本制度改正後)に業務継続報告書類(点検結果報告書)あるいは登録更新申請書類一式(第8号様式等)に次のいずれかの書類を添付し、国土交通省あてご提出ください。その際、特例を希望する旨を併せてご連絡ください。

※ただし、所定の業務継続報告期間・登録更新期間を過ぎて報告・申請を行う場合や、既に届出荷送人または登録確定事業者としての効力が停止している場合は、特例の対象にはなりません。

- ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類
- ② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類

Q2:

既にAEO承認・認定事業者あるいはISO9001取得者として届出・登録をしている場合、今回の改正により、特段の手続きをしなくても、業務継続報告の頻度または有効期間は自動的に3年→5年となるのか。

A:

次回業務継続報告までの期間および登録の有効期間が自動的に更新されることはありません。

Q3:

業務継続報告の頻度または登録の有効期間に関する特例の適用に必要な書類のうち、次については具体的にどのような書類を想定しているか。

- a. AEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類
- b. ISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類

A:

例えば、aであれば内部監査チェックシート、bであれば品質マニュアル(ISO文書)などがあたります。

上記につき国土交通省では特段書類の種類は特定していないため、ご提出いただく書類はaまたはbを満たすものであれば構いません。

Q4:

業務継続報告の頻度あるいは有効期間の特例が適用となる場合、何らかの意思表示をすれば3年～5年のうち任意の期間を選択することはできるのか。

A:

AEO承認・認定事業者またはISO取得者であっても、下記①又は②の書類を提出しなければ、従来の業務継続報告の頻度あるいは有効期間のままです。

また、特例が適用されていた場合であっても、従来の3年で更新申請または報告することを拒むものではありません。

- ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類
- ② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類

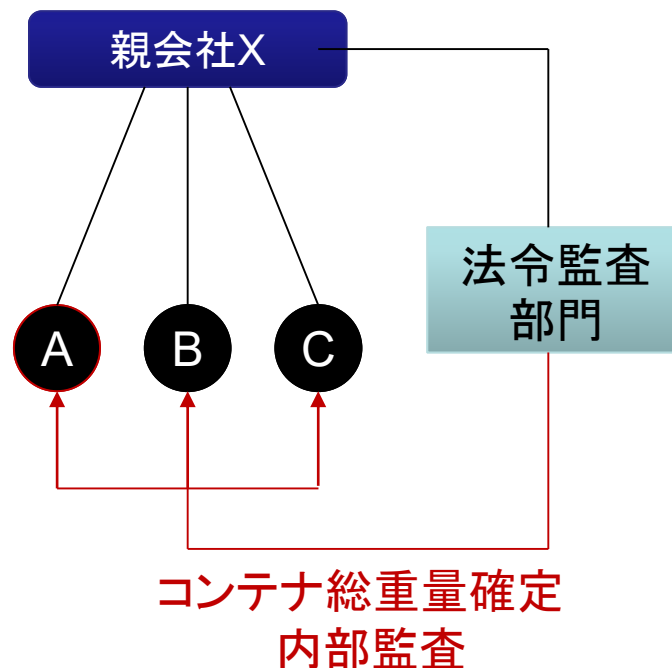
Q5:

2022年9月14日の公布・施行以降、特定の部署のみ(例えばX会社A部門のみ)がAEO制度認定事業者として認定されていれば、全社的(前述X会社B・C・D部門を含めて)に本制度の優遇(期間延長)が受けられると理解してよいか。

A:

AEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できた場合は、報告あるいは更新期間に係る特例の対象となります。

ただし、特例輸入者としてののみAEOの承認を受けている場合は優遇を受けられません。



Q6:

内部または外部監査については、少なくとも3年ごとに実施することになっていたが、今次改正によって業務継続報告の頻度あるいは登録の有効期間が3年→5年となっても、監査を行うサイクルは変更されないとの理解でよろしいか。

A:

ご認識の通り、監査の頻度は従来通り「少なくとも3年に1度」となります。